

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

## 3. 児童相談所の業務 1

児童相談所と、児童相談所に置かれる各部門の設置目的・業務概要について確認し、一時保護業務部門が他部門との連携において期待される役割について自覚を獲得していく手助けとします。

# 目次

---

1. 児童相談所の設置根拠	2
2. 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念	5
3. 児童相談所の基本機能	6
4. 児童相談所の組織構成と各部門の所掌事務	7
5. 児童相談所の職員構成の標準	8
6. 児童相談所の各職員の職務内容	9

# 児童相談所の設置根拠

- **都道府県は、相談援助業務等を行うため、児童相談所を設定することが児福法12条で義務付けられています。**
- また同条で、児童福祉法は、全ての子どもの健全及び福祉の積極的増進を基本精神とし、子どもについての根本的総合的法律として、昭和22年に制定されました。

## 児童福祉法第12条【児童相談所】

- ① 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。
- ② 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第28条第1項各号に掲げる措置を取ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ⑤ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第3項に規定する業務（前条第1項第2号ホに掲げる業務を除く）を行うことができる。
- ⑥ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。
- ⑦ 都道府県知事は、第3項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。
- ⑧ 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

# (逐条解説) 児童相談所の設置根拠

## 児童福祉法第12条1項&2項

- ① 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。
- ② 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための方いるt第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- ④ ……

### ■ 児童相談所の設置

- **都道府県（政令指定都市を含む）は、児童相談所を少なくとも1か所は設置しなければなりません**（本条1項、59条の4、自治156条、児福法施行令45条、自治令174条の26）。
- 2004年の児福法改正では、指定都市以外の個別に政令で指定する市（児童相談所設置市）について（「児童相談所を設置する市について」〔平成20・8・29 雇児総発第0829001号〕）、2016年改正では、特別区について（同〔平成29・3・31 雇児総発0331第13号〕）、児童相談所を設置できることとなりました。
- 児童相談所は一定の管轄区域を有しますが、その管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定め（本条2項、児福法施行規則5条の2）、管轄区域を含む児童相談所の設置、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都道府県知事等はこれを厚生労働大臣に報告しなければなりません（児福法施行令2条、児福法施行規則3条）

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 142頁

# (逐条解説) 児童相談所の設置根拠

## 児童福祉法第12条3項&5項

- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第28条第1項各号に掲げる措置を取ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ⑤ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第3項に規定する業務（前条第1項第2号ホに掲げる業務を除く）を行うことができる。

### ■ 児童相談所の基本的業務

- 児童相談所の基本的業務は、本条3項により、次のものになります。
  1. 市町村援助業務（11条1項1号）
  2. 相談業務（11条1項2号ロ）
  3. 調査・判定業務（11条1項2号ハ）
  4. 指導業務（11条1項2号ニ）
  5. 一時保護業務（11条1項2号ホ）
  6. 巡回相談業務（5項）

※ 各業務の内容は「児童相談所の業務2」で取り扱います。

# 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念

## 設置目的

**児童相談所は、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他の相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること**（以下「相談援助業務」という。）を主たる目的として都道府県、指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）及び児童相談所設置市（第59条の4第1項の児童相談所設置市をいう。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）に設置される行政機関です。

## 児童相談所の相談援助活動の理念

児童相談所における相談援助活動は、**すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われます。**

このため、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していくことが必要です。

## 児童相談所が満たしているべき4条件

児童相談所は、上記の目的・理念を達成するために、基本的に次の4つの条件を満たしている必要があります。

- ① **子どもの権利擁護の主体者である明確な意識を持っていること**
- ② **児童家庭福祉に関する高い専門性を有していること**
- ③ **地域住民や子どもに係る全ての団体や機関に浸透した信頼される機関であること**
- ④ **児童福祉に係る全ての機関、団体、個人との連携が十分に図られていること**

(出所) 厚生労働省「市町村子ども家庭支援指針」

# 児童相談所の基本機能

## 市町村 援助機能

- 市町村による子ども家庭相談への対応について、市町村相互の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

## 相談機能

- 子どもに関する家庭その他からの①養護相談、②保健相談、③障害相談、④非行相談、⑤育成相談その他幅広い相談で、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行います

## 調査判定業務

- 子どもや保護者の状況等を知り、子どもや保護者等にどのような援助が必要であるかを判断する資料を得るために、児童福祉司、相談員が中心となって、面接、電話、照会、委嘱、立入調査等により、児童の居住環境、家庭環境、現況等について調査を行います。
- 調査の後、児童相談所は、児童福祉司、相談員等による社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等による行動診断、その他の診断（理学療法士等によるもの等）をもとに、原則としてこれらの者の協議により判定（総合診断）を行います。

## 指導業務

- 子ども及びその保護者に、調査判定に基づき、必要な指導を行います。
- 措置によらない指導として「助言指導」「継続指導」「他機関あつせん」、措置による指導として「児童福祉司指導」「児童委員指導」「市町村指導」「児童家庭支援センター指導」「知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導」「障害者等相談支援事業を行う者の始動」「指導の委託」があります。

## 一時保護業務

- 児童相談所長又は都道府県知事が必要と認める場合には、児童を一時保護し、または警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親など適当な者に一時保護を委託することができます。
- 一時保護には、緊急保護による場合、行動観察のために行われる場合、短期入所指導のために行われる場合があります。

## 巡回相談業務

- 地域の必要に応じ、子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における要保護児童対策地域協議会の設置や運営の支援など、市町村と共に関係機関のネットワーク化を推進する。

(出所) 厚生労働省「市町村子ども家庭支援指針」

# 児童相談所の組織構成と各部門の所掌事務

- 児童相談所の組織は、総務部門、相談・判定・指導・措置部門、一時保護部門の3部門を持つことが標準とされます。
- 組織規模が課題になる等の理由により、相談・判定・指導・措置部門は細分化されることもあります。細分化された場合は各部門の所掌事務は次のとおりです。

## 総務部門

1. 所属職員の人事及び給与に関すること
2. 公文書類の收受、発送及び保存に関すること
3. 公印の管守に関すること
4. 物品会計事務に関すること
5. 施設の維持管理に関すること
6. 全体的事業の企画、普及に関すること
7. 一時保護している子どもの所持品の引取り、保管及び処分に関すること
8. その他他部門に属しないこと

## 相談・指導部門

1. 相談の受付
2. 受理会議の実施とその結果の対応
3. 調査、社会診断及び指導
4. 相談業務全般についての連絡調整
5. 管轄区域における子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的活動
6. 一時保護手続
7. 里親等へ委託し、又は児童福祉施設等に措置した後の家庭指導等
8. 相談業務の企画に関すること
9. 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと。

## 判定・指導部門

1. 調査・社会診断、医学診断、心理診断等及び指導
2. 判定会議の実施とその結果の対応
3. 判定に基づく援助指針（援助方針）の立案
4. 一時保護している子どもの健康管理の援助
5. 療育手帳、各種証明書等
6. 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと

## 措置部門

1. 援助方針会議の実施とその結果の対応
2. 児童福祉審議会への意見聴取に関する事務
3. 措置事務、措置中の状況把握
4. 障害児入所施設利用給付決定に関する事務
5. 児童記録票及び関係書類の整理保管
6. 児童相談所業務統計

## 一時保護部門

1. 都道府県等が設置する一時保護施設で行う一時保護の実施
2. 一時保護している子どもの保護、生活指導、行動観察及び行動診断
3. 観察会議の実施とその結果の対応
4. 一時保護している子どもの健康管理

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

# 児童相談所の職員構成の標準

- 児童相談所は諸般の業務遂行のため、所長、次長（人口150万人以上の地方公共団体の中央児童相談所、以下「A級」という。））及び各部門の長のほか、次の職員を置くことが標準とされています。

## B級 ※A級以外の 児童相談所

- 指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）
- 児童福祉司
- 相談員
- 医師（精神科を専門とする医師。嘱託も可）
- 小児科を専門とする医師（嘱託も可）
- 保健師
- 指導及び教育を起こ否う児童心理司（児童心理士スーパーバイザー）
- 児童心理司
- 心理療法担当職員
- 弁護士（これに準ずる措置も可）
- その他必要とする職員

## A級

- B級に定める職員のほか理学療法士等（言語治療担当職員を含む。）、臨床検査技師

## 備考

- 配置される職員数は、地域の実情、各児童相談所の規模等に応じて適正と認められる人員となります。
- 児童福祉司については、各児童相談所の管轄区域の人口3万人に1人以上配置することを基本とし、人口1人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均より多い場合に歯、上乘せを行うこととされています。
- 児童心理司は、児福法12条7項及び児福法施行令1条の3に基づき、児童福祉司2人につき1人以上配置することが標準とされています。
- 一時保護所関係職員は、家庭から離れた子どもたちの不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置することとされています。

# 児童相談所の各職員の職務内容（1）

- 児童相談所の各職員の主な職務内容は概ね次のとおりです。

<b>所長</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 所長として法に定められている権限の行使</li><li>2. 児福法32条等により都道府県知事等から委任された権限の行使</li><li>3. 各部門の業務の統括</li><li>4. 児童相談所を代表しての対外活動</li></ol>	<b>相談・指導部門の長</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 相談・指導部門の業務全般の総括</li><li>2. 受理会議の主宰</li><li>3. 児童福祉司スーパーバイザーの意見を参考としてケースの進行管理を行うこと</li></ol>
<b>次長</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 所長の職務の補佐</li></ul>	<b>相談・指導部門</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 相談の受付</li><li>2. 受理会議の実施とその結果の対応</li><li>3. 調査、社会診断及び指導</li><li>4. 相談業務全般についての連絡調整</li><li>5. 管轄区域における子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的活動</li><li>6. 一時保護手続</li><li>7. 里親等へ委託し、又は児童福祉施設等に措置した後の家庭指導等</li><li>8. 相談業務の企画に関すること</li><li>9. 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと。</li></ol>
<b>総務部門の長</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 庶務的事項の総括</li><li>2. 他部門との事務的連絡調整</li><li>3. 全体的事業の企画に係る連絡調整</li></ol>		
<b>総務部門職員</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 所属職員の人事及び給与に関すること</li><li>2. 公文書類の收受、発送及び保存に関すること</li><li>3. 公印の管守に関すること</li><li>4. 物品会計事務に関すること</li><li>5. 施設の維持管理に関すること</li><li>6. 全体的事業の企画、普及に関すること</li><li>7. 一時保護している子どもの所持品の引取り、保管及び処分に関すること</li><li>8. その他他部門に属しないこと</li></ol>	<b>児童福祉司</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること</li><li>2. 必要な調査、社会診断を行うこと</li><li>3. 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと</li><li>4. 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと</li></ol>

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

## 児童相談所の各職員の職務内容（2）

- 児童相談所の各職員の主な職務内容は概ね次のとおりです。

<b>里親養育支援 児童福祉司</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 里親に関する普及啓発</li> <li>2. 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助</li> </ol>	<b>弁護士</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児福法28条の措置、親権喪失又は停止の審判や同法33条5項の引き続いての一時保護の承認の申立て等の手続</li> <li>• 法的知識を前提に当該措置等に反対している保護者への説明</li> </ul>
<b>市町村支援 児童福祉司</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村の業務に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の堅守その他必要な援助</li> <li>2. 市町村の業務に関し、広域的な対応が必要な業務</li> <li>3. 担当区域内の子どもに関する状況の通知及び意見の申出その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整</li> </ol>	<b>児童心理司 スーパーバイザー</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童心理司及び心理療法担当職員に対する専門的見地から職務遂行に必要な技術についての指導・教育</li> </ul>
<b>受付相談員</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談の受付に関すること</li> <li>2. 受付面接と応急の援助に関すること</li> <li>3. 受理会議に関すること</li> </ol>	<b>児童心理司</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども、保護者等の相談に対応及び診断面接、心理検査、観察等による子ども、保護者等に対する心理診断の実施</li> <li>2. 子ども、保護者、関係者等への心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導</li> </ol>
<b>相談員</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること</li> <li>2. 児童福祉司と協力し、調査、社会診断を行うこと</li> <li>3. 子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導を行うこと</li> </ol>	<b>心理療法 担当職員</b>	<p>子ども、保護者等に対する心理療法、カウンセリング等の指導</p>
<b>電話相談員</b>	<p>電話相談業務に関すること</p>	<b>医師</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 診察、医学的検査等による子どもの診断子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導</li> <li>2. 医学的治療</li> <li>3. 脳波測定、理学療法等の指示及び監督</li> <li>4. 児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導</li> <li>5. 一時保護している子どもの健康管理</li> <li>6. 医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整</li> </ol>
<b>児童虐待対応 協力員</b>	<p>児童福祉司等と協力して、夜間休日における児童家庭相談（特に児童虐待相談）への対応を行うこと</p>		

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

# 児童相談所の各職員の職務内容（3）

- 児童相談所の各職員の主な職務内容は概ね次のとおりです。

<b>看護師</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>一時保護している子どもの健康管理</li><li>精神科医及び小児科医の診察等に係る補助的業務</li></ol>	<b>一時保護部門の長</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>一時保護部門の業務全般の総括</li><li>一時保護部門の職員に対する指導及び教育（スーパービジョン）を行うこと</li><li>観察会議の主宰</li></ol>
<b>保健師</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>公衆衛生及び予防医学的知識の普及</li><li>育児相談、1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健康診査における保健指導等、障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援</li><li>子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護している子どもの健康管理</li><li>市町村保健センター、子育て世代包括支援センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援</li></ol>	<b>児童指導員及び保育士</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般に関すること</li><li>児童福祉司や児童心理司等と連携して子どもや保護者等への指導を行うこと</li></ol>
<b>理学療法士等</b>	理学療法、作業療法、言語治療の実施	<b>一時保護対応協力員</b>	児童指導員や保育士及び心理療法担当職員等と協力して子どもや保護者等への指導、支援を行うこと
<b>臨床検査技師</b>	脳波測定等の検査を行うこと	<b>栄養士</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>栄養指導</li><li>栄養管理及び衛生管理</li><li>一時保護している子どもの給食の献立の作成</li></ol>
<b>措置部門の長</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>措置部門の業務全般の総括</li><li>援助方針会議の主宰</li></ol>	<b>調理員</b>	一時保護している子どもの給食業務
<b>措置部門職員</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>援助方針会議の実施とその結果の対応</li><li>児童福祉審議会への意見聴取に関する事務</li><li>措置事務、措置中の状況把握</li><li>障害児入所施設利用給付決定に関する事務</li></ol>		

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

## 参考文献

---

- ・ 磯谷文明,町野朔,水野紀子 編集代表：実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法.有斐閣.2020
- ・ 厚生労働省「市町村子ども家庭支援指針」
- ・ 厚生労働省「児童相談所運営指針」